

ごみ集積場所の寄附に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、平成28年3月以前に開発行為等に伴い設置されたごみ集積場所で、公益施設として所有者の寄附意向があるものについての寄附に関する事務手続きを定めるものとする。

(寄付可能な場所の要件)

第2条 寄附可能なごみ集積場所は、環境事業課との協議によりごみ集積場所としてのみを使用目的として設定、設置されたもので、交野市開発指導要綱、ごみ集積施設設置基準に準じたものに限る。ただし、市からの要請により特別に設置されたごみ集積場所については別途協議とする。

(1) 平成28年4月以降に設置されたごみ集積場所、又、開発行為を除く事由で設置されたごみ集積場所については、開発指導要綱ごみ集積施設設置基準に準じ設置されたもので、特に市長が必要と認めたものを含む。

(寄附事前協議依頼書)

第3条 前条に該当するごみ集積場所の寄附を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、ごみ集積場所の寄附に関する事前協議依頼書(様式第1号。以下「寄附事前協議依頼書」という。)に必要事項を記入し、次の表に掲げる書類を添付して市長に申し出を行い、協議するものとする。

提出書類一覧(寄附事前協議に関する書類)

1	ごみ集積場所の寄附に関する事前協議依頼書 (様式第1号)
2	位置図 1/2500
3	公図またはその写し
4	現況写真

5	登記簿謄本
6	申請者（土地所有者）の 印鑑登録証明書 又は 代表者事項証明書
7	委任状
8	代理者の 印鑑登録証明書 又は 代表者事項証明書

備考

- ①寄附に関する手続きを、第三者に委任する場合は、委任状の提出を必要とする
- ②委任状は、申請者（土地所有者）並びに代理者（委任された者）の実印を押印するものとし、かつ申請者及び代理者の印鑑登録証明書（会社、法人の場合は代表者事項証明書）を提出するものとする。

（寄附申請書）

第4条 申請者は、前条に規定する、協議を完了した後、ごみ集積施設寄附申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

提出書類一覧（寄附申請に関する書類）

1	ごみ集積施設寄附申請書（様式第2号）
2	地積測量図
3	求積図
4	構造詳細図
5	土地利用（計画）平面図

（寄附採納決定通知書及び土地寄附契約書）

第5条 市長は、前条の申請書記載の内容についての確認を行い、寄附採納を決定した場合は、寄附採納決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに

に、土地寄附契約書（様式第4号）を作成し、ごみ集積場所の寄附契約手続きを行うものとする。

- 2 申請者は、寄附採納決定通知書の通知を受けた後、登記原因証明情報兼承諾書（様式第5号）を提出するものとする。
- 3 当該ごみ集積場所の所有権は、土地寄附契約書を締結した時点で交野市に移転し、土地等の引き渡しがなされたものとする。
- 4 市長は、寄附契約締結後、速やかに当該ごみ集積施設の所有権移転登記を行うものとする。

（構造物の変更）

第6条 寄附されたごみ集積施設について、ごみ排出者が構造物の変更、装飾を希望する場合、及び、鳥獣等による飛散対策用具で常設となるものの設置を希望する場合は、事前に市と協議の後、ごみ排出者が行うことができる。